

関西医療学園専門学校校友会 理学療法部会 研修助成制度施行細則

(名称)

第1条 この細則は、研修助成制度規程と称し、関西医療学園専門学校校友会 理学療法部会会則 第8章の規定に基づき、規程の運用を定めるものとする。

(主旨)

第2条 研修助成制度は、理学療法関連の研修会等の参加に関わる費用を助成し、会員の学術研鑽・治療技術の向上の促進に寄与することを目的としている。

(申請条件)

第3条 研修助成金の申請者は、正会員でなくてはならない。申請者は本会所定の書式による研修助成制度申請書を学術委員長に提出しなければならない。

(研修助成金受給者の選考)

第4条 学術委員長が受給者を総合的に選考する。受給者は以下の項目を満たす必要がある。

- ① 自己啓発と探究心にあふれ、かつ校友会事業に積極的に参加している者
- ② 研修助成を受けた研修内容について校友会主催の研修会で講師をつとめることを受諾していること

(研修助成制度募集人数)

第5条 各年 若干名

(研修助成金支給額)

第6条 研修助成金の支給額は次のように定める。

研修会および講習会の参加費に対して、上限3万円を助成する。

- * 研修助成金の受給者は、研修会および講習会参加費の領収書を財務委員長に提出する。助成金は校友会主催の研修会で講師をされた後に支給する。
- * 研修助成制度の利用を促進するために、学術委員長が推薦する講習会への研修助成制度の受給については、規定の参加費とは別に、交通費の半額を支給する。

(改廃)

第7条

この細則の改廃は、常任幹事会の議を経て決定される。

付 則

この細則は、2010年(平成22年)4月1日から施行する。